

大学が独自に設定する科目

■ 幼稚園教諭 1 種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科目	単位	科目	単位		
大学が独自に設定する科目	14	○全人教育論	2	14	
		○教育学概論	2		
		教職演習A	1		
		教育インターンシップ(幼)A	2		
		教育インターンシップ(幼)B	2		
		教育インターンシップ(幼)C	1		
		教育インターンシップ(幼)D	1		
		免許状取得に必要な単位数	14		

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

免許法施行規則第66条の6に定める科目

■ 幼稚園教諭 1 種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科目	単位	科目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	
外国語コミュニケーション	2	○体育	1	4	※①
		ELF 101	4		
		ELF 102	4		
		ELF 201	4		
		ELF 202	4		
ELF 301	4				
情報機器の操作	2	○情報科学入門	2	2	
	8	免許状取得に必要な単位数		10	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」(上記表の免許法施行規則に定める科目)は、左記5科目より1科目以上を修得すること。